

廿日市学校給食センター包括管理運営業務委託
募集要項

令和8年6月25日

広島県廿日市市

目次

1	募集要項等の位置付け.....	1
2	本業務の目的及び内容.....	1
	(1) 目的.....	1
	(2) 業務名称.....	1
	(3) 対象施設.....	2
	(4) 本施設の管理者の名称.....	2
	(5) 委託方式.....	3
	(6) 業務対象範囲.....	3
	(7) 業務スケジュール（予定）.....	4
	(8) 業務期間終了時の措置.....	4
	(9) 事業者の収入.....	4
	(10) 事業者への支払方法.....	4
	(11) 事業者の負担.....	5
	(12) 業務の実施状況及びサービス水準のモニタリング.....	5
	(13) 遵守すべき法制度等.....	6
3	応募者の備えるべき参加資格要件.....	6
	(1) 応募者の構成等.....	6
	(2) 業務実施企業の参加資格要件.....	6
	(3) 応募者の制限.....	7
	(4) 参加資格要件の確認基準日.....	8
	(5) 応募者の変更.....	8
4	事業者募集等のスケジュール（予定）.....	9
5	応募手続等.....	9
	(1) 担当窓口.....	9
	(2) 応募に関する手続.....	9
	(3) 応募に関する留意事項.....	12
	(4) 提案上限価格.....	13
6	提案書類の審査.....	13
	(1) 選定委員会.....	13
	(2) 審査方法.....	14
	(3) 審査項目.....	14
	(4) 優先交渉権者の決定.....	14

7 提案に関する条件.....	14
(1) 施設条件.....	14
(2) 各業務の提案に関する条件.....	14
(3) 業務の委託.....	14
(4) 収支計画に関する条件.....	14
(5) 委託料の支払.....	15
(6) 市による業務の実施状況及びサービス水準の監視.....	15
(7) 保険.....	15
(8) 市と事業者の責任分担.....	15
(9) 財務書類の提出.....	15
8 契約に関する事項.....	15
(1) 契約の条件.....	15
(2) 契約の枠組み.....	15
(3) 委託金額.....	16
(4) 契約保証金.....	16
(5) 事業者の契約上の地位.....	16
表 リスク分担表.....	17

1 募集要項等の位置付け

この募集要項は、廿日市市（以下「市」という。）が、廿日市学校給食センター包括管理運営業務委託（以下「本業務」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により募集及び選定するため公表するものであり、本業務に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出すること。

また、本募集要項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、廿日市市契約規則（昭和 63 年規則第 15 号）のほか、市が発注する調達契約に関し、応募者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

募集要項に合わせ公表する次の資料を含め、「募集要項等」と定義する。応募者は募集要項等の内容を踏まえ、応募するものとする。

要求水準書 (添付資料含む。)	市が事業者要求する具体的なサービス水準を示すもの
優先交渉権者決定基準	優先交渉権者を決定する基準を示すもの
様式集	提案書類の作成等に使用する様式及び作成要領を示すもの
包括委託契約書（案）	本業務の実施に係る契約（以下「包括委託契約」という。）の内容を示すもの（包括委託契約書には、別紙も含まれる。）

2 本業務の目的及び内容

(1) 目的

学校給食は、児童生徒に栄養バランスのとれた食事を提供することにより、正しい食習慣の形成に寄与している。また、教職員と児童生徒のコミュニケーションや児童生徒間の好ましい人間関係の育成の場として、児童生徒の心身の健全な発達を図る上で大きな教育的意義を有している。

本業務は、運営業務及び厨房設備等維持管理業務並びに厨房設備の修繕・更新及び消耗品の調達に関する業務を包括的に実施することにより、確実な衛生管理のもとで安全で安心な給食の提供を図り、食物アレルギーを持つ児童生徒への給食の提供にも対応した給食の運営を行うとともに、食育の推進に資することを目指すものである。

また、廿日市学校給食センター（以下「本施設」という。）は平成 17 年 9 月の供用開始から 20 年が経過し、厨房設備の更新時期が到来している。安全で安定的な学校給食の提供を継続するため、事業者の創意工夫を活用し、厨房設備の修繕・更新対応等の効率化及び事業費の平準化を図ろうとするものである。

(2) 業務名称

廿日市学校給食センター包括管理運営業務委託

(3) 対象施設

ア 対象施設の概要

施設名称：廿日市学校給食センター
所在地：廿日市市宮内工業団地1番地63
開設：平成17年3月31日
建築面積：2,369.53 m²
延床面積：3,022.12 m²
敷地面積：6,500 m²
構造：鉄骨造2階建て
調理能力：9,000食/日

イ 給食提供先及び調理予定食数等（令和7年度9月時点）

	学校名	児童・生徒数	教職員等数	食数	食缶数
1	廿日市小学校	706	47	753	24
2	平良小学校	523	44	567	19
3	原小学校	66	18	84	7
4	宮内小学校	526	41	567	19
5	地御前小学校	413	32	445	14
6	佐方小学校	643	42	685	20
7	阿品台東小学校	264	28	292	12
8	阿品台西小学校	464	42	506	17
9	金剛寺小学校	231	24	255	12
10	宮園小学校	216	24	240	10
11	四季が丘小学校	230	23	253	11
	小学校計	4,282	365	4,647	165
1	廿日市中学校	559	40	599	16
2	七尾中学校	392	34	426	13
3	阿品台中学校	354	27	381	11
4	野坂中学校	417	31	448	13
5	四季が丘中学校	224	24	248	8
	中学校計	1,946	156	2,102	61
	学校給食センター		45	45	2
	総計	6,228	566	6,794	228

(4) 本施設の管理者の名称

廿日市市長 松本 太郎

(5) 委託方式

本業務は、市と契約を締結した事業者が本施設の開業準備、運営、厨房設備等維持管理及び設備修繕等の業務を包括的に行う長期包括委託方式とする。市は優先交渉権者となった共同企業体若しくは単体企業と契約を締結する。

(6) 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、次のとおりである。

ア 開業準備業務

- (ア) 現事業者からの引継業務
- (イ) 設備等の試稼働
- (ウ) 施設、厨房設備、各種備品等の取扱いに対する習熟
- (エ) 従業員等の研修・調理リハーサル・配送リハーサル
- (オ) 各種連絡体制の確立

イ 運営業務

- (ア) 学校給食調理等業務
- (イ) 給食搬送業務
- (ウ) 受配校における配膳業務
- (エ) 廃棄物収集運搬業務
- (オ) 食育支援業務
- (カ) 業務終了時の引継業務

ウ 厨房設備等維持管理業務

- (ア) ボイラー運転管理等業務
- (イ) ボイラー保守点検業務
- (ウ) 第一種圧力容器性能検査業務
- (エ) 厨房設備保守点検業務
- (オ) 厨芥処理機保守点検業務
- (カ) 玄関マット取替洗浄業務
- (キ) ねずみ・昆虫等防除業務
- (ク) 業務終了時の引継業務

エ 厨房設備の修繕・更新及び消耗品の調達に関する業務（以下「設備修繕等業務」という。）

- (ア) 厨房設備のオーバーホール
- (イ) 厨房設備の更新（入れ替え）
- (ウ) 運営業務及び厨房設備等維持管理業務に必要な消耗品の調達

なお、運営に関して市が実施する主な業務は、献立作成、食材調達、給食費の徴収管理とする。

また、米飯、パン及び牛乳については、別途事業者から学校へ直接搬入されるため、

これらの配送は本業務の運営業務に含まない。

(7) 業務スケジュール (予定)

内容	日程
包括委託契約の締結	令和9年3月上旬
開業準備業務期間	契約締結日～ 令和9年8月31日
運営業務・厨房設備等維持管理業務期間 ※ただし、廃棄物収集運搬業務及び玄関マット取替洗浄業務 については、令和10年4月1日～令和19年8月31日を業務 期間とする	令和9年9月1日～ 令和19年8月31日 (10年間)
設備修繕等業務期間	契約締結日～ 令和19年8月31日

(8) 業務期間終了時の措置

事業者は、各業務に関する必要な事項を市又は後任の事業者の説明するとともに、円滑に業務の引継を行うことができるよう適切に対応すること。

市は、業務の引継に必要な事項について、令和16年度から事業者と協議を開始する。

事業者は、令和19年7月31日までに、引継に必要な設備等の点検、洗浄及び確認等を終えた上で、次の事業者が本施設における開業準備業務を開始できる状態とすること。

事業者は、業務期間満了後に市が本施設について継続的に各業務を行うことができるように、関係資料を市に提出する等、業務の引継に必要な協力を行うこと。

なお、業務期間満了以外の事由による業務終了時の対応については、包括委託契約書において定めるものとする。

(9) 事業者の収入

「(6) 業務対象範囲」に示す各業務を行うことに対して、市は事業者へ委託料を支払う。

(10) 事業者への支払方法

ア 年度ごとの精算

事業者が提案した金額に基づき、毎年度の委託料を支払うことを基本とするが、毎年度業務計画書を提出した上で、厨房設備等の修繕・更新などにおいて、計画どおり実施ができなかったときは、次年度に繰り越すことができるものとする。

なお、委託料の支払は、運営業務・厨房設備等維持管理業務期間の開始後に行うものとする。

詳細については市と協議の上決定し、包括委託契約書において定めるものとする。

イ 賃金スライド

各業務は、令和7年度を基準に、毎年度2%の賃金上昇を見込んだ金額を予算計上

していることから、毎年度2%の賃金上昇は事業者の負担とする。また、リスク分担の観点から更に1%の賃金上昇についても事業者の負担とする。詳細については、包括委託契約書において定めるものとする。

ウ モニタリング

「(12) 業務の実施状況及びサービス水準のモニタリング」に記載のとおり、募集要項等に定められた要求水準が満たされていない場合は、事業者を支払う委託料の減額等を行うことがある。

(11) 事業者の負担

本施設について、事業者が行う各業務に必要な費用は、事業者の負担とする。なお、詳細は要求水準書において定めるものとする。

また、各業務に係る光熱水費は、市の負担とする。ただし、本業務は、環境負荷低減に寄与する業務とするため、電気やガス等のエネルギーや水使用量の削減、また廃棄物の削減等に努めること。また、次に示す上限使用量を超えた場合、超過分の費用の負担については、市と協議のうえ決定する。

【上限使用量】

項目	上限使用量（年間）
電気	666,000kWh
ガス	225,000 m ³
水道	35,000 m ³
下水道	35,000 m ³

(12) 業務の実施状況及びサービス水準のモニタリング

市は、包括委託契約書及び要求水準書等に規定された水準並びに提案書類において、事業者が提案した水準を達成しているか否かを確認するため、業務の実施状況のモニタリングを行う。詳細は、包括委託契約書において定めるものとする。

ア モニタリングの対象

- (ア) 運營業務
- (イ) 厨房設備等維持管理業務
- (ロ) 設備修繕等業務
- (エ) 事業者の財務状況
- (オ) 代表企業及び構成企業の財務状況

イ モニタリングの方法

運營業務、厨房設備等維持管理業務及び設備修繕等業務のモニタリングの実施項目は、原則として要求水準書によるものとするが、具体的な内容については、市と事業者で協議し、決定する。

市は、月次、四半期、年次、随時において、事業者が提出する業務報告書等の確認及び業務現場への立入検査等によってモニタリングを行う。

ウ モニタリングの結果

モニタリングにより所定の水準が達成されていない又は達成されないおそれがあると市が判断した場合は、是正勧告、委託料の減額及び包括委託契約の解除等の措置を行うものとする。

エ 事業者の財務状況に関するモニタリング

市は、財務書類による本業務の財務状況の確認により、必要があると認められる場合は、事業者に対し財務状況の改善を指示することができる。事業者は、速やかに財務状況改善計画書を市に提出し、その確認を受け、当該改善計画を適切に実行することとする。

オ 代表企業及び構成企業の財務状況に関するモニタリング

市が、代表企業及び構成企業の財務書類の提出を求めた場合、適切に対応すること。

(13) 遵守すべき法制度等

本業務の実施に当たっては、地方自治法のほか、関連法令及び関連する要綱等を遵守するとともに、関連する各種基準及び指針等（最新版）についても、適宜遵守又は参照すること。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、単体の企業又は複数の企業で構成する共同企業体とする。

共同企業体の場合は、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。

参加表明書には代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

単体の企業の場合は、その企業が代表企業となる。

単体の企業もしくは共同企業体から再委託により特定の業務を担う協力企業を定めることができるものとする。

イ 応募者が、共同企業体の場合、共同企業体協定書を提出すること。

単体の企業もしくは共同企業体（代表企業及び構成企業）から再委託により特定の業務を担う協力企業を定める場合は、参加表明書において明記するものとする。

ウ 代表企業、構成企業及び協力企業は、事前に市に通知することにより、各業務の一部を第三者に委託することができる。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業のうち運營業務及び厨房設備等維持管理業務を行う者は、それぞれ次の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ア 運營業務を行う者

運營業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、当該業務を複数の運営企業で実施する場合は、全ての者が(ア)の要件を満たした上で、そのうちの1者は(イ)及び(ウ)の要件を満たすこと。

- (ア) 令和8・9年度の廿日市市競争入札参加資格（物品等）を有していること。
- (イ) HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。なお、「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有していること等をいう。
- (ウ) 運營業務のうち、調理業務を行う者については、学校給食共同調理場において、同一メニュー750食/日以上調理実績を有すること。調理実績は、令和8年6月25日時点で、平成28年6月以前の契約締結分を含めて、平成28年6月以降の業務履行実績を合計1年以上有すること。

イ 厨房設備等維持管理業務を行う者

厨房設備等維持管理業務を行う者は、次に掲げる要件を満たす者であること。なお、厨房設備等維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、全ての者が(ア)の要件を満たした上で、そのうちの1者は(イ)の要件を満たすこと。

- (ア) 令和8・9年度の廿日市市競争入札参加資格（物品等）を有していること
- (イ) 平成28年6月以降に学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること。維持管理業務実績は、公募時点で、平成28年6月以前の契約締結分を含めて、平成28年6月以降の業務遂行実績を合計1年以上有すること。実績はSPCの代表企業もしくは構成企業としての実績も含むものとする。

(3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の

再生計画認可の決定が確定した場合を除く。

- オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者
- カ 市による入札参加停止等の措置を受けている者
- キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者
- ク 法人税、消費税、地方消費税及び法人市民税を滞納している者
- ケ 応募者のうち、他の応募者を構成する一員として参加している者。なお、応募者として参加する者は、他の応募者の協力企業として参加できない。ただし、協力企業として参加しようとする者は、複数の応募者の協力企業となることができる。
- コ 廿日市市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員
- サ 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力である者

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書の提出期限の日とする。ただし、参加資格審査後、優先交渉権者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、包括委託契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、包括委託契約を締結しない場合がある。

(5) 応募者の変更

参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類の提出後は、応募者の構成の変更又は追加を原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事情により、構成企業及び協力企業について、参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類の提出後に変更又は追加が必要となった場合には、応募者は、市と協議するものとし、市が、当該企業が資格、能力等において支障がなく、変更又は追加が必要な理由がやむを得ないと認めた場合には、変更又は追加を可能とするが、この場合であっても代表企業の変更は認めないものとする。

4 事業者募集等のスケジュール（予定）

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、以下のとおりである。

内容	日程
業務実施の公表	令和8年6月25日（木）
現地見学会の申込締切	令和8年7月9日（木）
現地見学会	令和8年7月27日（月） ～7月31日（金）
募集要項等に関する質問の受付	令和8年6月25日（木） ～8月5日（水）午後5時まで
募集要項等に関する質問への回答期限 ※質問への回答は随時行う。	令和8年8月21日（金）
参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類の受付	令和8年8月24日（月） ～9月4日（金）午後5時まで
参加資格審査結果の通知	令和8年9月11日（金）
提案書類の受付	令和8年9月14日（月） ～10月23日（金）午後5時まで
提案に関するプレゼンテーションの実施	令和8年11月中旬 ※日時については別途指定します。
優先交渉権者の決定	令和8年11月下旬
包括委託契約の締結	令和9年3月上旬

5 応募手続等

(1) 担当窓口

応募手続きについての市の担当窓口を次のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り以下を窓口とする。

担当：廿日市市教育委員会 教育部 廿日市学校給食センター

住所：広島県廿日市市宮内工業団地1番地63

電話：(0829) 39-0661

メールアドレス：hkyushoku-c@city.hatsukaichi.lg.jp

(2) 応募に関する手続

ア 募集要項等の公表

令和8年6月25日（木）に、募集要項等をホームページ上で公表する。また、公表後、資料を修正・追加する場合も随時ホームページ上で公表する。

イ 現地見学会の実施

申込のあった希望者に対しては、調整の上、指定日時を通知する。

- (7) 受付期間
令和8年6月25日（木）から令和8年7月9日（木）午後5時まで
- (4) 受付方法
様式1「現地見学会参加申込書」に記入の上、「(1) 担当窓口」に原則として電子メールにより提出すること。
- (ウ) 実施日時
令和8年7月27日（月）から令和8年7月31日（金）
午前 9時00分から正午まで
午後 1時00分から5時00分まで
- (エ) 実施場所：廿日市学校給食センター
- (オ) 参加人数：1グループにつき原則8人まで
- (カ) 所要時間：2時間程度
- (キ) 留意事項
- a 当日、直近の検便結果報告書の写し又は調理場内入場者点検表（センター指定様式、入場前に記入）を提出すること。
 - b 下痢、発熱、腹痛等体調不良の場合は入場不可
 - c 調理場内へのカメラ以外の荷物の持込みは不可（写真撮影は可）
 - d 白衣、帽子、マスク及び清潔な室内履き（2足汚染・非汚染区域用）を持参し着用すること。
 - e 手洗い、アルコール消毒を十分に行うこと。
 - f 調理場内の設備・厨房機器に触れないこと。
- ウ 募集要項等に関する質問の受付及び回答
- (7) 受付期間
令和8年6月25日（木）から令和8年8月5日（水）午後5時まで
- (4) 受付方法
様式2「募集要項等に関する質問書」に記入の上、「(1) 担当窓口」に原則として電子メールにより提出すること。
- (ウ) 回答期限：令和8年8月21日（金）
- (エ) 回答方法
回答期限まで、市ホームページにおいて随時公表する。なお、提出された質問への回答は、原則としてすべて公表するが、質問者からの申し出により、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると市が認めた場合に限り、非公表とする。
- エ 参加表明書等の受付及び参加資格審査結果通知書の送付
応募者は、参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類を次の受付期間に提出すること。

(7) 受付期間

令和8年8月24日（月）から令和8年9月4日（金）までの（閉庁日を除く。）
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(イ) 提出場所：「(1) 担当窓口」

(ウ) 提出方法：提出場所への持参又は郵送。郵送の場合は9月4日（金）必着

(エ) 提出書類：参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類（様式集を参照）

(オ) 提出部数：1部を提出すること。

(カ) 審査

提出された参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類が全て揃っている応募者について、参加資格等が市の要求を満たしていることを審査し、満たしていない場合は失格とする。

(キ) 結果通知

参加資格審査結果は、令和8年9月11日（金）までに、電子メールにより通知する。なお、参加資格を有する応募者に応募者記号を通知する。

オ 提案書類の受付

応募者は、提案書類を次の期間に提出しなければならない。受付期間を過ぎた場合は、応募できない。また、提出された提案書類が全てそろっていることを確認し、そろっていない場合は失格とする。

(7) 受付期間

令和8年9月14日（月）から令和8年10月23日（金）までの（閉庁日を除く。）
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(イ) 提出場所：「(1) 担当窓口」

(ウ) 提出方法：提出場所への持参又は郵送。郵送の場合は10月23日（金）必着

(エ) 提出書類：提案書類（様式集を参照）

(オ) 提出部数：様式集を参照

なお、応募を辞退する者は、辞退届（様式集を参照）を、令和8年10月23日（金）午後5時までに、「(1) 担当窓口」まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。

カ 提案に関するプレゼンテーションの実施

市は、応募者に対し提案内容に関するプレゼンテーションの実施を求める。提案書類の受付後、日時等の詳細について代表企業に別途連絡する。

(7) 日時：令和8年11月中旬

(イ) 場所：廿日市市役所

(ウ) 備考

a 提案書に基づき、1応募者35分（説明15分、質問20分）のプレゼンテーシ

ョンを行う。

b プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので、自己紹介は行わないこと。

c 感染症の拡大等、やむを得ない事由があるときはプレゼンテーションの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB 会議が可能である ZOOM ミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

(3) 応募に関する留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、提案書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

ウ 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

本業務において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

エ 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本業務において公表等の必要があると認めるときは、市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

オ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

カ 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。

キ 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

ク 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する参加表明書、参加資格審査に関する提出書類及び提案書類は、無効とする。

(ア) 参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類、及び提案書類が全て揃っていないとき

(イ) 応募者の備えるべき参加資格のない者が提出したとき

- (ウ) 応募者の氏名、住所若しくは押印のない又は判然としないとき
- (エ) 業務名称の記載がない又は誤りがあるとき
- (オ) 提案価格の記載がない又は不明確なとき
- (カ) 提案価格を訂正したとき
- (キ) 同一の者が2以上の提案をしたとき
- (ク) 受付期間締切までに到達しなかったとき
- (ケ) 公正な競争を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者が提出したとき
- (コ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者が提出したとき
- (ク) 提案上限価格を上回る価格を提示したとき
- (シ) 虚偽の記載があるとき
- (ス) その他応募に関する条件に違反したとき

ケ 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、応募に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

(4) 提案上限価格

32 億 6,830 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

提案上限価格内訳（参考）

内 訳		提案価格（円）
運營業務及び厨房設備等維持管理業務		2,541,600,000
設備修繕等業務	厨房設備の修繕、オーバーホール及び更新（入れ替え）	526,900,000
	運營業務及び厨房設備等維持管理業務に必要な消耗品の調達	161,700,000
マネジメント費		38,100,000
合 計		3,268,300,000

提案価格のうち「厨房設備の修繕、オーバーホール及び更新（入れ替え）」及び「運營業務及び厨房設備等維持管理業務に必要な消耗品の調達」については「提案上限価格内訳（参考）」に示した金額を計上すること。

6 提案書類の審査

(1) 選定委員会

選定委員会は、市職員で構成され、優先交渉権者決定基準における審査方法及び評価項目に基づいて提案価格及び提案内容の審査を行い、最優秀提案を選定する。

(2) 審査方法

審査は、優先交渉権者決定基準に従い参加資格審査と提案審査に分けて実施する。

参加資格審査は、市が、応募者が提出する参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類について、参加資格要件の具備を確認する。

提案審査は、選定委員会において提案内容及び提案価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を最優秀提案として選定する。なお、提案審査において、提案価格が、提案上限価格を超えた提案については失格とする。

(3) 審査項目

審査項目は、優先交渉権者決定基準に示す。詳細は当該基準を参照すること。

(4) 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案を提案した応募者を優先交渉権者として決定する。ただし、最優秀提案が複数あるとき（総合評価点が同点の場合）は、提案内容点が最も高い者を優先交渉権者とし、提案内容点の点数も同点の場合はいく引きにより優先交渉権者を決定する。

ア 優先交渉権者決定通知及び審査結果の公表

優先交渉権者決定後、令和8年11月下旬に、応募者の代表企業に対して通知するとともに、市ホームページにおいて審査結果を公表する。

7 提案に関する条件

本業務の提案に関する条件は、次のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成するものとする。なお、応募者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

(1) 施設条件

本施設の概要は、「2(3) 対象施設」及び要求水準書に示すとおりとする。

(2) 各業務の提案に関する条件

各業務の提案に関する条件は、「2(6) 業務対象範囲」で示す事業者の業務対象範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。応募者は、これらの条件を踏まえた上で、提案書類を作成するものとする。

(3) 業務の委託

事業者は、事前に市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に各業務の全部又は一部を委託することはできない。また、事前に市の承諾を得ることなく委託先を変更することはできない。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に戻すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(4) 収支計画に関する条件

運営業務費については、包括委託契約書（案）に基づいて算出すること。ただし、提

案に当たっては、条件を統一するため、食数は包括委託契約書（案）を参照して、委託料を提案すること。

(5) 委託料の支払

包括委託契約書（案）に基づく。

(6) 市による業務の実施状況及びサービス水準の監視

包括委託契約書（案）に基づく。

(7) 保険

包括委託契約書（案）に基づく。

(8) 市と事業者の責任分担

市と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、「表 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、包括委託契約書（案）に定めるとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

(9) 財務書類の提出

事業者は業務期間中、毎年度の最終日から起算して3か月以内に、事業収支報告書を提出すること。

8 契約に関する事項

(1) 契約の条件

優先交渉権者と市は、「包括委託契約書（案）」に基づき協議を行い、協議が整った場合には、共同企業体又は単体企業を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、優先交渉権者からの提案書類の内容の変更は、原則として認めないものとする。

また、優先交渉権者決定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、契約締結を行わない場合がある。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき

ウ 契約条件に関する市との協議が調わないとき

エ 市が、優先交渉権者が委託業務を遂行することが困難と判断したとき

上記アからエの場合を除き、優先交渉権者決定後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

(2) 契約の枠組み

ア 対象者

市の契約の相手方は、共同企業体又は単体企業とする。

イ 締結時期

包括委託契約締結は、令和9年3月上旬（予定）とする。

ウ 包括委託契約の概要

事業者が市を相手方として締結する包括委託契約は、包括委託契約書（案）の内容のうち、誤字脱字等の軽微な修正を除き、原則として変更しない。

包括委託契約は、市の提示内容、事業者の提案内容及び包括委託契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき各業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

(3) 委託金額

委託金額は、優先交渉権者決定後、優先交渉権者から見積書の提出を受け、市と優先交渉権者との間で詳細協議を実施の上、最終的に決定する。

(4) 契約保証金

包括委託契約書（案）に基づくものとする。

(5) 事業者の契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は包括委託契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。

表 リスク分担表

段階	リスクの種類	概要	負担者	
			市	事業者
共通	公募手続	募集要項等の誤り、公募手続きの誤り	○	
	法令変更	本業務に直接関係する法令の新設・変更等（税制度を除く）	○	
		上記以外の法令の新設・変更等		○
	税制変更	本業務に直接関係する税制度の新設・変更等	○	
		上記以外の税制度の新設・変更等		○
	許認可	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
	取得遅延	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	第三者への賠償	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		上記以外の事由により第三者に損害を与えた場合		○
	業務内容の変更	市の政策変更により、業務の内容が変更される場合	○	
物価変動	一定の範囲を超える物価変動に伴う事業者の費用の増減	○		
要求性能未達	要求水準未達		○	
不可抗力	不可抗力による損害（※1）	○	△	
契約前	応募費用	本業務への応募に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		市の帰責事由による契約締結遅延等	○	
	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	○	
契約後	運営開始の遅延	市の帰責事由によるもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	業務内容の変更	市の帰責事由による業務内容の変更	○	
		上記以外の事由による業務内容の変更		○
	支払遅延・不能	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	運営及び維持管理費の増大	市の帰責事由によるもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	施設等の損傷	市の帰責事由によるもの	○	
		上記以外の事由による施設の損傷		○
	施設の瑕疵	事業者（修繕）の事由によるもの		○
上記以外の事由によるもの		○		

段階	リスクの種類	概要	負担者	
			市	事業者
	需要変動	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		児童生徒数、教職員数の変動によるもの（※2）	△	○
	光熱水費	要求水準に規定する上限使用量を超えた場合（※3）	△	○
		異物混入	事業者の帰責事由によるもの	
	上記以外の事由によるもの		○	
	アレルギー等 対応リスク	アレルギー等をもつ児童生徒の情報収集不備、アレルギー等情報の伝達ミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り	○	
		突発的な発症（事前に把握が困難なアレルギー等物質による）	○	
		事業者の帰責事由によるもの		○
	配送の遅延 リスク	交通混雑、悪天候によるもの		○
		調理の遅延によるもの		○
事業者の交通事故による遅延			○	
食材の納入遅延による遅延		○		
配送費増大 リスク	配送校の変更による運搬費の増大	○	△	
	交通事情の悪化による運搬費の増大		○	
移管	性能確保	業務終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続き	業務の終了手続きに係る諸費用に関するもの及び共同企業体の清算手続きに伴うもの		○

○：主分担 △：従分担

（※1）一定金額又は割合までは事業者も負担する。

（※2）一定範囲までは事業者も負担する。一定以上需要が増減する場合は、委託料の見直しについて協議できるものとする。

（※3）光熱水費の負担は基本的に市が負担する。ただし要求水準書に定める上限使用量を超えた場合、超過分の費用の負担については、市と協議のうえ決定する。